

2020年 6 月 5 日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟の第32回口頭弁論が行われました

— 玄海原子力発電所の安全性を主張 —

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年1月31日）から第33次（2020年2月13日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第33次提訴に対する答弁書を提出し、第1～第32次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を把握したうえで設計しており、また、地震及び津波についても、最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

併せて準備書面を提出し、玄海原子力発電所は安全確保対策により炉心の著しい損傷に至ることはなく、万が一著しい炉心損傷に至ったとしても、周辺環境への放射性物質の異常な放出が起こる具体的危険性はないことを主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

※ 今回の口頭弁論は、当初2020年3月13日に予定されていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期されたもの

以 上